

中本総合法律事務所

NAKAMOTO & PARTNERS

News & Topics

寒中お見舞い申し上げます



ご挨拶

中本総合法律事務所
所長 弁護士 中本 和洋

皆様には、お元気で新しい年をお迎えになったことと思います。私も、元気で新年を迎えることができました。最近では、弁護士会の仕事も一時期程の忙しさは無くなり、事務所にて弁護士業務に取り組むことが多くなっています。

昨年は、海外でも米国やロシア等で大統領選挙、国内でも、衆議院選挙が行われ、政治の話題が多い年でした。景気対策、財政再建、エネルギー問題、年金問題等の政策を巡って、政党及び候補者の選択が行われ、政権が交替しました。原発問題については、日本のエネルギー問題と絡めて、各政党間で議論が戦わされました。原発事故の原因と原発被害の実態について、正確に言及した上での議論は少なかったように思います。

これまでに、国会、政府、民間、及び東電の4つの事故調査報告書が出されていますが、東電報告書を除き、他の報告書は全て、今回の原発事故は人災であると断定しています。また、今日、全国には16万人を超える被災者が避難しています。

目次

- | | |
|-----------------|--|
| 1 ご挨拶 | 弁護士 中本 和洋 |
| 2 中国研修記 | 弁護士 上田 倫史 |
| 3 Topics | 濫用的会社分割をめぐる問題
—最高判平成24年10月12日を中心として |
| | 弁護士 朝倉 舞 |
| 4 平成24年における法令改正 | |
| I 労働法 | 弁護士 黒柳 武史 |
| II 著作権法 | 弁護士 長門 英悟 |
| 5 帰国のご挨拶 | 弁護士 大高 友一 |
| 6 入所・退所のご挨拶 | |
| I 退所のご挨拶 | 弁護士 安田 慶太 |
| II 入所のご挨拶 | 弁護士 堀 友紀子 |

これまでに100万人近い被災者が東電に賠償申請を行い、既に1兆6000億円余が支払われています。また、原子力損害賠償紛争解決センターには、5000件近い申請があり、この他、訴訟提起も増えています。このような原発事故被災者に対しては、被害救済だけでなく、被災者が被災地に居住するか、避難するかを問わず、適切な生活支援が受けられなくてはなりません。

原発事故被災者を含め、東日本大震災の被災者に対し、弁護士、弁護士会を始め、司法が、その被災救済、権利救済に十分な役割を果たしてきているとは必ずしも言えないと思います。これは、我々弁護士の力不足にも原因がありますが、司法制度の不備や司法予算の不足にも大きな原因があると考えています。

弁護士及び弁護士会は、これらの問題を一つひとつ解決するため、「全ての利用者に、より使いやすく、頼りがいのある公正な民事司法」に向けて改革に取り組んでいます。皆様におかれましては、今後とも、震災被災者や原発被災者の救済に引き続き関心をお持ちいただくと共に、弁護士会が実現しようとしている民事司法改革にも、ご理解、ご支援をいただければ幸いです。

また、今回も少し堅苦しい内容となりましたが、この他、私の近況についてご報告させていただきます。私は、現在、身体を鍛えるため、毎朝、木刀で

120回の素振りを行っています。東京等に出張で何日も泊まるときには、木刀を持参して上京し、ホテルの部屋で素振をしています。また、昨年11月には、久しぶりにパラオでダイビングも楽しんできました。

本年も、まだまだ若いという気持ちで業務にも取り組んでまいりたいと思います。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

中国研修記

弁護士 上田 優史

1 はじめに

私は、昨年の3月より、中国最大規模の法律事務所のひとつである金杜法律事務所(King & Wood Mallesons)の上海オフィスで、中国法務の研修を行っています。研修先では、日系企業向け業務に特化しているチームの中で、新規投資や、現地法人からの法律相談などの案件に関与し、中国法の実務を学んでおります。



2 近時の日中関係の影響

昨年9月以来、日中関係が悪化していることはご承知のことだと思いますが、研修先の業務内容にも、一定の影響が見られます。例えば、9月下旬から10月ころにかけては、一時的にチーム全体の業務量が減少したようですし、実際にプロジェクトが一時ストップした例もあります。また、業務の縮小・撤退等に関する相談を受けることもありました。

(1) 中国における整理解雇の問題

中国の整理解雇に関する法規制を簡単に紹介しますと、中国労働契約法41条は、一定数以上の従業員を削減する場合、「生産経営に重大な困難が生じた場合」などの要件を満たす場合には、30日前までに労働組合又は労働者に対する状況説明及び意見聴取を行い、会社所在地の労働行政部門へ人員削減案の報告を行った上で、人員の削減が可能となる旨を規定しています。中国法上、使用者は、日

本のような解雇回避措置(希望退職者の募集、配転・出向など)を取る必要はありませんが、経営の悪化や、必要性に迫られた業務範囲の縮小などといった具体的な状況が、多くの事案では必要とされています(ただし、実務上は、上記労働行政部門への「報告」の際に、当該部門が指導等を行うことも少なくないため、実際の事案では、各地の労働行政部門の見解を確認することが必要になります)

業務の縮小・撤退等に関する事案では、併せて従業員の人員削減に関して相談を受けることが多いですが、実際の相談例では、上記の法規制を踏まえて、単なる政治情勢の不安定化にともなう将来に対する不安感のみを理由とする整理解雇は基本的に難しいという理解を前提に、企業側の経営状況や業務縮小が必要な理由等を詳しく確認し、個別の回答を行っています。また、整理解雇の場合、従業員の意向に関わらず労働関係が終了することになりますので、解雇に不満を持つ従業員との間で争議等に至る可能性もある旨を指摘し、希望退職者との間での合意解除による人員削減を提案するケースが多いです。

(2) 行政機関等の対応の変化

この他、実務的に少なからず影響が出ているのが、日系企業に対する、中国の行政当局の対応の変化です。近時多くの日系企業が、スムーズに下りるはずの許認可に異常に時間がかかる、これまで特に要求されていなかった書類を突然要求される、などといったケースに出くわしているようです(統計的なデータがある訳ではないのですが、私が各方面から聞く限り、本国企業や欧米企業には特段このような影響は出ておらず、この問題は、日系企業に限ったものであると理解しています)。

具体的に一例を挙げますと、商務部独占禁止局(日本でいう公正取引委員会)での企業結合の申告手続があります。この手続は、合併等の企業結合によって過度に経済力が集中し、市場における適正な競争が阻害されることがないかを審査するための制度であり、大型の投資案件では良く出てくる手続です。しかし、近時、この手続において、日系企業に対する独占禁止局の回答が遅いことが多く、再三に渡り補充での資料提出を求められ、結果としてプロジェクト全体のスケジュールに遅れが出るようなケースもあります。

実際の案件でこのような問題が生じた場合には、

効果的な対策が取り難い面もありますが、実際の相談例では、あらかじめ余裕を持ったスケジュールを取ることや、担当当局との積極的なコミュニケーションを図ることなどを助言することが多いです。場合によっては、弁護士が担当当局に実際に赴いたり、大規模な中国企業との提携事業であれば同企業の助けを借りたりして、手続を正常に進めるよう担当当局を説得するようなケースもあります。

(3)今後の展望

今回の日中関係の悪化は、中国で事業展開する日系企業にさまざまな影響を与えていますが、私自身は、このような影響は一時的なものであり、中長期的には、今後も日系企業による対中投資は続くのではないかと考えています。近時、「チャイナ・プラス・ワン」として、アジア周辺国への投資の必要性が強調されていますが、特に消費市場として見た場合、中国は、他のアジア周辺国と比べても、いまだ魅力的なものがあるように思います。

特に、私が今滞在している上海や、周辺の華東地区は、歴史的にも商業都市として栄えてきた地域であり、「政治は政治、経済は経済」といった考えを持った人が多い印象を受けます。領土等の問題は、一朝一夕に解決できるものではありませんが、互いに経済大国となった隣国同士、早期に関係が改善されていくことを願ってやみません。

3 終わりに

このような時期に中国に滞在し、現地の状況を体感できていることも、非常に良い経験であると思っています。引き続き現地での研修に励み、中国法務はもちろんのこと、多くのことを吸収していくべきと考えています。

Topics ! 法律情報

濫用的会社分割をめぐる問題

～最高裁判決平成24年10月12日を中心として～

弁護士 朝倉 舞

1 会社分割の制度趣旨

会社分割とは、会社が事業に関して有する権利

義務の全部または一部を当該会社から既存の会社(吸收分割)または新たに設立する会社(新設分割)に承継させるものです。

会社分割制度は、企業の国際的競争力を向上・維持させる目的で、柔軟な組織再編成を迅速に進めるための法整備の一環として、平成12年商法改正により導入されました。

そして、会社分割は、成長部門を切り離して更なる競争力の向上を図ったり、不採算部門を切り離して他企業に吸収させるといった、経営効率化のための事業承継の場面、持株会社による事業統合、同一企業グループ内の重複部門を集約・統合させるグループ会社の再編やM & Aの場面等、様々な場面で利用されています。またこの他、事業再生の手法としても利用されています。

2 濫用的会社分割の問題

会社法では、迅速な組織再編を可能とするため、一定の場合に、債権者の異議手続きを経ることなく会社分割を行うことが認められています。

例えば、ある株式会社(以下「分割会社」といいます。)が株式会社を設立(以下「新設会社」といいます。)し、そこに自社事業の一部を承継させ、対価として、分割会社が新設会社株式を取得するという一般的な新設分割の場合であれば、会社分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができる債権者、つまり、①新設会社に承継されない債務の債権者や、②新設会社に債務は承継されるものの、分割会社がその債務を重畠的債務引受けあるいは連帯保証をした場合の当該債務の債権者には、会社法上異議手続きが必要とされていません。

そこで、これをを利用して、倒産寸前の会社が、一部の優良事業(資産)および一部債務のみを新設会社に承継させ、他方で、その他の債権者への支払いを免れるために、債権者の異議手続きをとることなく、不採算事業およびその他債務を分割会社に残すという、会社分割を濫用的に行うケースが相次ぎました。

このような手法により、新設会社に承継された債務の債権者は新設会社からの履行が見込める

一方、分割会社に残った債権者は、分割により債務の弁済を受けることがより困難になります。すなわち、分割会社が新設会社の株式を取得したとしても、実際にそれを換価することが困難な場合が多いからです。そのため、分割会社の残存債権者には、外に引当てとなる財産がなく、事実上弁済を受けることができない状態となることから、問題となりました。

3 最高裁平成24年10月12日判決

本判決は、上記のような手法により、債務超過にあった会社が新設分割を行ったケースです。事案の概要は、分割会社が、自己の不動産に関する営業や所有不動産、および一部債務のみを新設会社に承継させる会社分割を行った(それにより分割会社には新設会社株式以外資産がなくなった)ところ、残存債権者である原告が、詐害行為取消権に基づき、新設会社に対し、会社分割の取消しおよび承継された不動産の所有権移転登記の抹消登記手続を求めたというものです。

そして最高裁では、①会社の組織行為について詐害行為取消権行使が認められるか、②詐害行為取消を認めることにより法的安定性を害さないか、③債権者異議手続の対象とされていない債権者に、同手続の対象とされている債権者以上の保護を与えることにならないかといった「会社分割の詐害行為取消しの可否」が争点となりました。

これに対して最高裁は、「新設分割設立株式会社にその債権にかかる債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができる」との初判断を示しました。

もっとも、本判決では、従来、下級審で議論されてきた、当該会社分割に詐害性が認められるかという点や、会社分割を取消した場合の効果(現物分割あるいは価格賠償)等については争点とされておらず(なお補足意見では詐害性に触れています。)、これらの論点に対する判断基準は、今後更なる判例の集積が待たれるところです。

4 濫用的な会社分割に対して債権者がとりうる他の手段

(1) 会社法22条1項(事業譲渡における商号の続用責任)の類推適用

最高裁は、ゴルフ場運営会社が、従前のゴルフクラブの預託金返還債務を残して、新設分割によりゴルフ場事業を新設会社に承継させ、新設会社が従前分割会社の運営していたゴルフクラブの商号を続用していた事案について、会社法22条1項の類推適用を認め、新設会社のゴルフクラブ会員(債権者)に対する預託金返還責任を肯定しました(最判平成20年6月10日)。

(2) 法人格否認の法理

この外、下級審では、分割会社が会社分割実行以前に残存債権者に事業再生への協力を求め、会社分割スキームについても相当程度残存債権者と検討・準備を進めていたにもかかわらず、突然残存債権者に知らせることなく、一方的に残存債権者の債権を承継させない会社分割を行った事例において、その後の新設会社の株式譲渡や増資等一連の手続きを、原告に対する債務を免れようという不当な意図、目的に基づくものとして、法人格否認の法理の適用により、新設会社に対して責任を追及(債務履行を請求)することを認めたものもあります(福岡地判平成22年1月14日)。

5 今後に向けて

前掲平成24年最高裁判決により、債権者を侵害する濫用的会社分割に対しては、民法上の詐害行為取消権の行使によって債権者の救済を図る道が示されました。

また、会社法改正に向けて、法制審議会会社法部会で、詐害的会社分割に対する手当て(分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合、承継した財産の価額を限度として残存債権者に新設会社に対する当該債務の履行請求を認める内容の規定)が盛り込まれた要綱案が承認されました。

そこで、今後会社分割を行うにあたっては、詐害性がある会社分割とされないために、分割会社に残る債権者への説明や全体スキームの検討を行うことが必要になると考えられます。

平成24年における法令改正

I 労働法の改正

3 弁護士 黒柳 武史

平成24年度、労働法分野において多くの法改正が行われましたが、ここでは、労働契約法、高年齢者雇用安定法及び労働者派遣法の改正点について紹介いたします。

1 労働契約法の改正について

労働契約法が改正され、期間の定めのある労働契約(有期労働契約)について、以下の規定が新設されました(下記①③は、平成25年4月1日より施行)。

- ①有期労働契約が反復更新され通算5年を越えた場合に、労働者が無期労働契約への転換を申し込みれば、無期労働契約に転換するルール(同法18条)。
- ②有期労働契約の雇止に対する規制(同法19条)。
- ③期間の定めがあることにより、無期契約労働者との間での不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルール(同法20条)。

上記②は有期契約労働者の雇止に解雇権濫用法理を類推する旨のこれまでの判例法理を成文化したものですが、上記①③は判例法理にもなかった新ルールです。

まず上記①について、5年の通算契約期間の計算は、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象となります。また、有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間(空白期間)が6ヶ月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含められません。

また、上記③の規制は、一切の労働条件に適用されます。労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、業務の内容と責任、職務内容と配置の変更の範囲、その他の事情を考慮して判断されます。そして、不合理と判断された労働条件の定めは無効となります。また、無効とされた労働条件については、基本的に、無期契約労働者と同じ労働条件が認められると解されています(平成24年8月10日

基発0810第2号)。

本改正を受けて、使用者としては、有期契約労働者の労働条件や雇用管理にこれまで以上に注意する必要があります。

2 高年齢者雇用安定法の改正について

高年齢者雇用安定法の改正により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されることになりました(施行日平成25年4月1日)。

従前は、定年を65歳未満とする企業が、65歳までの継続雇用制度を導入する場合、労使協定に定める基準によって、対象者を限定することが可能でした。しかし、厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が65歳に引き上げられることに伴い、従来の制度のままでは、雇用も継続されず年金も受給できない者が生じるおそれがあることから、本改正に至ったものです。

なお、年金支給開始年齢の引き上げは、平成25年4月以降12年間のうちに段階的に行われます。その関係で、施行日から12年間は、年金の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、継続雇用制度の対象者を限定する基準を引き続き利用できる旨の経過措置が設けられています。

また、本改正において、継続雇用の受け皿を広げるため、継続雇用制度の対象となる者が雇用される企業の範囲が、グループ企業まで拡大されました。

そして、高齢者雇用確保措置義務の違反に対する行政勧告に従わない企業について、企業名を公表する制度が導入されることになりました。

3 労働者派遣法の改正について

労働者派遣法の改正により、派遣会社・派遣先に対し、新たに多くの規制が課されることになりました。以下では、そのうちの幾つかについて紹介します。

- ①日雇派遣の原則禁止—派遣労働者の雇用期間を30日以内とする日雇派遣は、原則禁止されることになりました。
- ②グループ企業派遣の8割規制—派遣会社がそのグループ企業に労働者を派遣できる割合が、全体の8割以下に制限されることになりました。
- ③離職後1年以内の者の元勤務先への派遣禁止—

派遣会社が離職後1年以内の者と労働契約を締結し、元の勤務先へ派遣することが禁止されることとなりました。また、元の勤務先が該当者を受け入れることも禁止されます。

④労働契約申込みみなし制度の導入(平成27年10月1日より施行)――

派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点で、派遣先が派遣労働者に対し直接雇用の申込みをしたとみなされることになりました。

⑤その他、派遣会社に、関係者にマージン率や派遣料金等の情報提供や明示を行う義務、派遣労働者に雇用契約締結に際し待遇等を説明する義務などが課されることになりました。また、派遣先に、派遣先の都合で派遣契約を解除した場合に一定の措置を講じる義務などが課されることになりました。

II 著作権法の改正

弁護士 長門 英悟

1 はじめに

平成24年著作権法が一部改正され、平成24年10月1日からいわゆる「違法ダウンロード」が刑事罰化されました。今回は、限られた紙面の中ではありますが、違法ダウンロード刑事罰化の射程について検討していきたいと思います(以下ダウンロードを「DL」、アップロードを「UL」と略します)。

2 構成要件について検討

「違法DL」として刑事罰の対象となるのは、①私的使用の目的で②有償著作物等の③著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行う④デジタル方式の録音又は録画を⑤自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為です。刑罰は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金(又はこの併科)となっており、決して軽い罪とは言えません。なお、本罪は親告罪とされているため、権利者による告訴が無い限り、起訴されることはありません。

以下、各構成要件について検討していきます。

(1)「私的使用の目的」

まず、今回新たに刑事罰化されたのは私的使用の目的によってなされるDLです。私的使用以外の目的でなされるDL(営利目的や、他人に公開する目的等)については、既に従来からより重い刑罰の対象とされています。

(2)「有償著作物等」

本条は、有償著作物等をDLした場合に適用されます。有償著作物等とは、録音・録画された著作物等であって、有償で公衆に販売・配信されているものを指します。単にテレビで放送されただけで、有償で販売・配信されていないTV番組映像等は有償著作物等にはあたりません。したがって、これらの動画等をDLしても処罰の対象にはなりません。また、本条は音楽又は映像(動画に限る)ファイルをDLする行為のみを対象としており、例えばスキャナ等を用いて違法に電子化され、ULされた漫画や小説等をDLしても刑罰の対象とはなりません。

(3)「著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行う」

本条によって刑罰の対象となるのは、違法に自動公衆送信された著作物等をDLする行為です。自動公衆送信とは、UL行為のように不特定多数人に情報を直接受信させることを目的とするものをいい、特定人へEメール等を送信する行為は含まれません。よって、メールに添付されていた映像ファイル等をDLする行為については、自動公衆送信されたものをDLしたわけではないので、刑罰の対象とはなりません。

(4)「デジタル方式の録音又は録画行為」

本条により刑罰の対象となるのは、デジタル方式の複製行為(録音又は録画)ですが、youtubeなど動画投稿サイトを視聴する行為は本罪の対象になるでしょうか。これらの動画投稿サイトにおいては、動画を視聴する際に、動画のデータが一時的にパソコン内に複製(キャッシュ)されるため、この行為が刑罰の対象に

なるのかが問題となります。この点については議論のあるところですが、文化庁がHPにおいて、youtube等を視聴する際のキャッシュについては、「パソコンを利用する上で必要な複製」として、著作権侵害には当たらないという立場を表明しています。従って、youtubeなど動画投稿サイトを視聴する行為は本罪の対象にならないと考えられます。ただし、専用ソフト等を使い、キャッシュを取り出してオフラインでも使用できるようにする行為はもはや「パソコンを利用する上で必要な複製」とはいえず、刑罰の対象となりますので、この点は注意が必要です。

(5)「自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した」

本罪は故意犯のみを処罰の対象としています。したがって、当該ファイルが海賊版であることを知らないでDLした場合には、刑罰の対象にはなりません(もっとも故意には「薄々知っていたが、やってしまった」という、いわゆる「未必の故意」を含みます)。

3 著作権法違反行為を行わないために

著作権法は新技術の発展や社会情勢の変化(TPP加入の影響等)に伴い、これからも改正等が頻繁に行われることが予想されます。適法と思っていた行為が実は刑罰の対象だった、などと肝を冷やさないためにも、ニュースや新聞等でこまめに著作権法の動向に気を配っておく必要があると考えます。

帰国のご挨拶

弁護士 大高 友一

一昨年夏からロンドンでロースクール留学生活を過ごさせて頂いておりましたが、お陰様で昨年9月の修士論文提出をもって全てのカリキュラムを無事修了するとともに、正式に学位が授与される旨の通知を大学院より頂くことが出来ました。まずは、皆様のこれまでの温かいご支援に感謝を申し上げます。

大学院でのカリキュラム修了後、幸い、ロンドン

にある小さなセンター(Chamber)にてバリスター(英国における法廷弁論を専門に行う弁護士)の下で短期間ではありましたが研修させていただく機会を得たほか、センターでの研修後には英文契約書や法律文書の作成を集中的にトレーニングするコースを受講させて頂くなど、帰国後の実務に直結する内容の実践的な研修をさせて頂いておりました。



センターでの研修では、一般民事事件の法廷のほか入管関係の不服申立審判所の法廷などを主に傍聴し、英国における法廷実務の一端を垣間見ることが出来ました。英国の法廷では日本と比較して民事事件においても口頭主義が徹底しており、あらかじめ主張の概要書面を準備したり提出をしていても、法廷の場ではこれらの書面の引用で弁論をすませることはなく、双方のバリスターが裁判官の面前で改めて口頭で弁論を行うのが基本となっています。特に審理の終結前に行われる双方の最終弁論では、事前に準備した弁論の内容をそのまま読み上げるのでは不十分で、バリスターはその場で行われたばかりの証人尋問の結果を踏まえて裁判官を納得させるような説得的な弁論をする必要があります。そのような中でも多くのバリスターは当たり前のように的確かつ雄弁に裁判官の面前で弁論を行っていて、書面審理に慣れた日本の実務家の目からは大変に新鮮なものでした。このような英国での法廷実務を日本での法廷実務にそのまま応用するのは難しい面もありますが、裁判官を自己に有利な結論に導くべく、各争点における重要なポイントを素早く把握して議論を説得的に組み立てる姿勢や技術は、日本の実務においても非常に参考になるものと思われました。

このように皆様からのご支援と事務所からの全面的サポートのお陰で充実したロンドンでの留学生活を過ごさせていただいておりましたが、昨年11月末をもちましてロンドンでの留学と研修を終え、日本に帰国いたしました。帰国後は留学前と同じく大阪事務所にて勤務し、留学前と同様の業務のほか国際取引等の渉外部門も担当させて頂いております。

ロンドンでの1年4ヶ月で自分がどれほど成長できたのか、自分自身ではまだ定かではないところもありますが、むしろこの1年4ヶ月の経験を生かして帰国後にどれだけ成長できるかが重要ではないかと、帰国を果たした今、想いを新たにしているところです。

皆様のご支援のお陰で得たこの貴重な経験を生かし、クライアントの皆様によりご満足の頂けるリーガルサービスを提供できますよう努めて参りますので、帰国後もこれまでと変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

入所・退所のご挨拶

退所のご挨拶

弁護士 安田 慶太

私は、平成24年1月から1年間、法テラス常勤弁護士として中本総合法律事務所において養成を受けてまいりましたが、この度、養成期間を終え、中本総合法律事務所を退所させていただくこととなりました。

養成期間中は、事務所内外の諸先生方はもちろん、お会いさせていただく皆様方から様々な知識や経験を得る機会を頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。

平成25年1月からは、法テラス愛媛法律事務所に赴任し、国選弁護・民事法律扶助を中心とした業務を行い、愛媛県の皆様に法的サービスを提供したいと考えております。

1年間と短い期間ではありましたが、私の成長に

期待し、全力のサポートをいただいた中本総合法律事務所に応えるためにも、新たな赴任地で誠心誠意業務に取り組んでまいります。本当にありがとうございました。

なお、本年1月からは、私と入れ替わるかたちで、堀友紀子弁護士が、法テラス常勤弁護士として1年間、中本総合法律事務所において養成を受けております。同弁護士にもご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

入所のご挨拶

弁護士 堀 友紀子

拝啓 新春の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、1年間の司法修習を経まして、安田慶太弁護士のあとをうけ、本年より法テラス常勤弁護士として中本総合法律事務所において養成を受ける運びとなりました。

最良の法的サービスをご提供できる弁護士として、また、皆様からご信頼いただける弁護士として成長すべく、一つ一つの事案に全力で取り組んでいく所存でございます。

未熟ではございますが、何とぞご指導ご鞭撻を賜りすようお願い申し上げます。 敬具

中本総合法律事務所

〒530-0047
大阪市北区西天満5-9-3
アールビル本館5階
TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243
E-mail : info@nk-law.gr.jp

所属弁護士

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江
大高友一・坂口聖子・宮崎慎吾・黒柳武史
大和隆之・外山将平・鍵谷文子・朝倉 舞
上田倫史・幸尾菜摘子・堀友紀子

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂1丁目3番9号
荻島ビル4階
TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249
E-mail : mail@nk-law.gr.jp

所属弁護士

三木 剛・長門英悟